

[法第8条の4(閲覧用記録簿)] 産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[安定型最終処分場]

・埋立てた産業廃棄物の種類及び数量[規12条の7の3第6号イ] 令和7年度(2025年)

種類 (単位)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
廃プラスチック類 (m3/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ガラスくず及び陶磁器くず (m3/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金属くず (m3/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
施行令第2条第9号に規定するコンクリート破片等 (m3/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	埋立て終了により無し												0.0

・展開検査の実施状況[規12条の7の3第6号ロ]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施回数 回/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
展開検査の場所	埋立て終了により無し											

・浸透水のBOD又はCOD検査の実施状況と措置(月1回以上測定、埋立て終了後は3月に1回以上測定)

[規12条の7の3第6号ハ及びヘ]

	2025年												2026年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
採取場所	別紙1の通り ※1														
採取日		5/1													
分析結果が得られた日		5/12													
測定結果:BOD ※2 mg/l		4													
測定結果:COD ※2 mg/l		27													
異状の有無		無													
必要な措置を講じた日															
講じた措置の内容	別紙3の通り ※3														

基準20
基準40

・施設の点検[規12条の7の3第6号カ]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
擁壁等点検日	4/25	5/2										
異状の有無	無	無										
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容	別紙3の通り ※3											

・水質検査の実施状況と措置(年1回以上測定)[規12条の7の3第6号ヘ及びヒ]

	地下水				浸透水			
	上流		下流		原水		上澄水	
採取場所								
採取日								
分析結果が得られた日								
分析結果								
異状の有無								
講じた措置の内容								

・残余容量(年1回以上測定)[規12条の7の3第6号ハ]

測定日	4月1日					
残余容量(m3)	0					

※1 処分場の平面図に位置を明記すること。

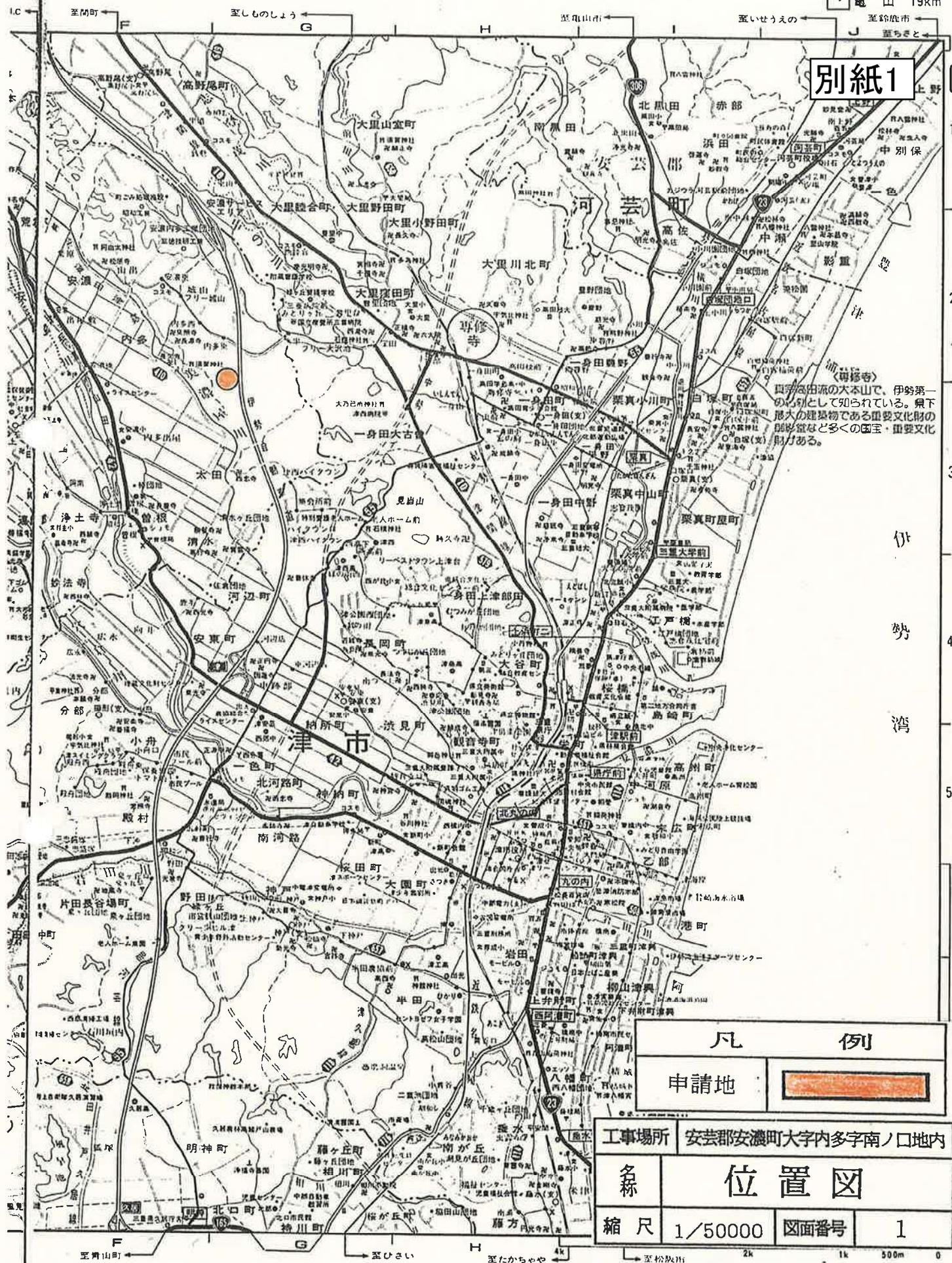
※2 いずれかを記載すること。

※3 異状があった場合に別紙3に詳細に記載すること。

※4 別紙2に記載するか計量証明書を添付すること。

広域地図

津市 鹿21.5km
 鈴松 阪17km
 龜山 19km



別紙1

1

津市・安濃町・美里村・河芸町・久居市

真宗本願寺の大本山で、伊勢第一の霊場として知られている。県下最大規模の建築物である重要文化財の彫刻堂など多くの国宝・重要文化財がある。

伊勢湾

凡例

申請地



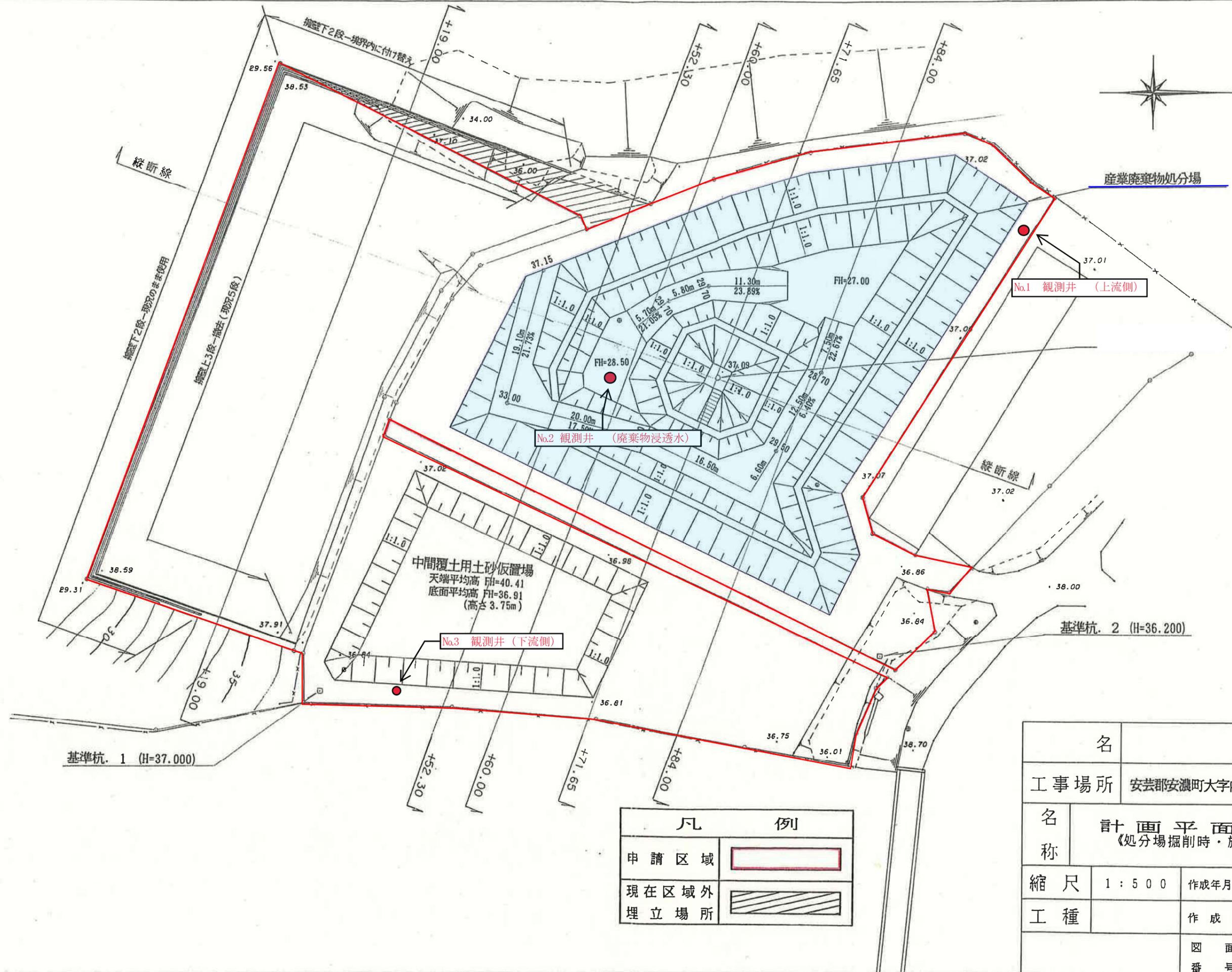
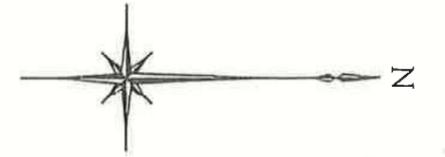
工事場所 安芸郡安濃町大字内多字南ノ口地内

糸 位置図

縮尺 1/50000 図面番号 1

縮尺 1 : 50,000 (1cm は500m)





凡 例	
申請区域	
現在区域外埋立場所	

名			
工事場所	安芸郡安瀬町大字内多字南ノ口地内		
名称	計画平面図. 1 《処分場掘削時・施設完成》		
縮尺	1 : 500	作成年月日	
工種		作成者	
		図面番	5

2024年度(令和6年度)

別紙3

- ・浸透水のBOD又はCOD検査の実施状況と措置(月1回以上測定、埋立終了後は3月に1回以上測定)
[規12条の7の3第6号ホ及びハ]

--

- ・施設の点検[規12条の7の3第6号ロ]

--

- ・水質検査の実施状況と措置(年1回以上測定)[規12条の7の3第6号ホ及びハ]

--

- ・その他

4月28日処分場敷地内除草作業実施

--